

経 済 産 業 省

29 商ガ安第1号
平成29年1月31日

厚生労働省労働基準局安全衛生部
安全課建設安全対策室長 縄田 英樹 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長 田村 厚雄

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等に伴い、毎年ガス管を損傷するなどの事故が発生しており、平成23年から平成27年の5年間で504件、負傷者数51名に上っています。こうしたガス事業者以外の者によるガス事故が毎年約1割以上の割合で発生し、平成28年は11月末時点で、既に110件発生しております。

最近の事故事例では、平成28年7月に、建物解体工事において、誤ってガス管を折損し引き抜いた後、ガスの臭気を認識しつつも電動ピックにより解体作業を継続していたところ、漏えいしたガスの着火により作業員が負傷した事故や、平成28年10月に、改装工事において、給湯配管ろう付け作業中、バーナーにてガス管を誤って損傷し、漏えいしたガスの着火により作業員が負傷した事故がありました。

こうした建設工事等におけるガス管損傷事故は、ガス事業者以外の者による建設工事等において生じる場合が少なくなく、その原因としては、①施工者がガス管の存在を知らずに工事に着手してしまった、②目的の配管と誤ってガス管を切断してしまった、③ガス漏えいの処置を自ら行おうとし、誤って着火させてしまった、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火してしまった、また、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていたものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかったなど、事故の内容から判断し、明らかに施工者による確認ミス、作業ミス等が原因となり発生しているものが多数あります。

つきましては、このような建設工事等におけるガス管損傷事故の再発防止の観点から、建設工事等に係る事業者等に対し、以下の要請を行っていただきますようお願いいたします。

- ・工事前には、ガス事業者、ガス管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、工事の際にガス事業者の立会を求めること。
- ・ガス事業者の照会で得られた情報は、現場の作業員全員に周知して適切な作業が行われるようにすること。
- ・ガス管が埋設されている付近は、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- ・敷地内に引き込まれる埋設ガス管は、歩道部や車道部よりも浅い場所にあることが多いため、特に注意すること。
- ・工事の際、ガス管及びガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者と連絡すること。
- ・ガス臭いと感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス事業者と連絡すること。

(添付資料)

- ・参考資料 1 平成 27 年の建設工事等におけるガス管損傷事故
- ・参考資料 2 平成 28 年の建設工事等におけるガス管損傷事故
- ・参考資料 3 建設工事等事業者向けパンフレット

http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/lpgas/files/0226takoji.pdf

(参考) 最近の建設工事等によるガス管・ガス設備損傷事故件数の推移(ガス事故(建設工事等))

ガス事故(建設工事等) 件数	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	計
ガス事故件数	694	731	977	861	702	3,965
うち、都市ガス	467	471	767	674	531	2,910
液化石油ガス	227	260	210	187	171	1,055
建設工事等事故件数	74	93	90	109	138	504
うち、都市ガス	61	70	72	90	122	415
液化石油ガス	13	23	18	19	16	89
うち、事前照会無し	50	60	68	84	94	356
建設工事等事故による負傷者数	16	10	9	4	12	51

(経済産業省ガス安全室調べ)